

# 小中学校適正規模適正配置の基本的な進め方

[2018 年度以降]

## 1 はじめに

小中学校の適正規模適正配置を進めるにあたっては、本市の教育振興基本計画の基本理念「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」のもと、学校教育の基本目標として掲げた「全ての子どもの『生きる力』を育む」の実現に向け、今後も人口減少と少子化の進行が予測される状況下において、子どもたちにとってより望ましい学習環境を目指した教育的な視点で市域全体について検討を進めるものとする。

さらには、防災や地域コミュニティの核として様々な機能を持つ学校の性格を踏まえ、地域の実情と保護者や地域住民の考え方、要望等を十分把握しながら、丁寧な説明と議論を行い地域住民の理解と協力を得て取組を進める。

また、2015 年（平成 27 年）1 月に文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」や先進的な取組を実施している市町村の実態等を参考に検討を進める。

基本的な手順は、以下のとおりとする。

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本方針

保護者や地域住民等の意見・要望等を踏まえ、活力ある学校づくりに向けて教育委員会としての理念や基本的な考え方、方向性、取組の進め方等を整理し基本方針を策定する。

### (2) 実施計画

基本方針を策定した後、その基本方針に基づき、地域の実情を踏まえながら、具体的な取組とその進め方、課題やその対応策等を検討し整理したうえで、実施計画（地域別に記載）を策定する。

## 3 基本方針及び実施計画策定の流れ（別紙「●基本的な流れ」参照）

### (1) 基本方針

基本方針の策定にあたっては、2017 年度（平成 29 年度）に実施したアンケート調査の結果、2018 年度（平成 30 年度）に実施した保護者や地域住民との意見交換会の結果等を参考にしながら案を作成し、パブリックコメントを経て決定する。

### (2) 実施計画

実施計画の策定にあたっては、基本方針に基づき案を作成し、保護者や地域住民との協議を経て決定する。

## 4 実施にあたっての考え方

実施計画を決定した地域から、順に実施に移していく。

## 5 推進体制

### (1) 喜多方市立小中学校適正配置等庁内検討委員会

#### ① 幹事会

庁内検討委員会の下部組織として、関係課長により構成する幹事会において、小中学校適正規模適正配置に係る基本方針案及び実施計画案など庁内検討委員会で検討する案件の整理調整を行う。

#### ② 検討委員会

庁内関係部長により構成する検討委員会において、小中学校適正規模適正配置に係る基本方針案及び実施計画案等の検討を行う。

### (2) 教育委員会

基本方針案及び実施計画案等について協議を行い、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を踏まえ、基本方針、実施計画として決定する。

### (3) 総合教育会議

市長、教育長、教育委員で構成する総合教育会議において、基本方針案及び実施計画案等について、協議・調整を行う。

### (4) 喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会

教育委員会からの諮問に応じ、小中学校適正規模適正配置に係る基本方針案及び実施計画案について調査・審議して答申を行う。

### ●基本的な流れ

